



# 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース第106号

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 広報部会



## 年頭所感

神奈川県保連

会長 大矢武久

皆様明けましておめでと  
うございます。

楽しいお正月を過ごされた  
ことと思います。

昨年はいくつかの理事  
会が機能するよう、ズームを導  
入しましたが、対面での理事  
会のようにはまわりません  
でした。

一方、障害者に係る話  
題としては、昨年の行われ  
ました障害者権利条約に係  
る日本審査の結果が公表さ  
れ、地域移行あるいはイン  
クルーシブ教育などが取り  
上げられています。

また、現在、パブリック  
コメントの募集が行われて  
いる「地域福祉支援計画  
(第五期)」等、いずれも地  
域での生活、融和の推進が  
掲げられています。

理想的な考え方ではある  
と思いますが、それを実現  
するためには社会的な理解  
を得るための教育、職員  
のスキルアップ、所得保  
障等々、様々な障壁を取り  
除いていかなければなら  
ません。

現実の問題として知的障  
害のある人たちの高齢化  
に伴う障がい者の重度化  
が進んでいす。事故を未  
然にへ防ぐため、看護  
師配置の充実、あるいは  
一般の市民に呼びかけら  
れている「ガン検診」を  
知的障害のある人たち  
にも受けられる支援体制  
の構築。

また一方では特別支援  
学級を終えて入所施設を  
利用する若い人たちに  
対する課題にも目を向  
けて行かなければなら  
ません。

「ともに生きる社会か  
なわ憲章」の普及にはま  
だまだ解決すべき多く  
の課題が残されています。

今年度もこうした課題  
について、県・市町村と  
の意見交換会、必要に  
応じて要望書の提出。  
また全保連、施設団体  
連合会等、友誼団体と  
の連携を図り、各部会  
の活発な活動と併せて  
積極的に進めたいと思  
います。

一向に衰えをみせぬ新  
型コロナウイルス。なか  
なかウイゴコロナとは  
参りませんが、皆様の  
積極的な企画への参  
画、ご協力をお願い申  
し上げます。本年もよ  
ろしくお願い申し上げます。

## 神奈川県地域福祉支援計画(素案)について

神奈川県保連 副会長 甲山謙一

### 意見A(小柱16・17) 重点事項⑦

入所施設からグループ  
ホームへの一方通行  
政策は廃止して、  
UターンOKに政策  
転換を

厚生労働省は、20年前  
に「入所施設は推奨せ  
ず」という見解を出し、  
グループホームへの地  
域移行を行い、共生  
社会を実現するという  
構想を打ち出しました。

これは、入所施設の存  
在意義を無視したもので  
あり、入所施設利用者  
の家族からも理解を  
得られず、思うよう  
に地域移行が進まな  
い原因にもなっています。  
ちなみに、神奈川県  
が入所施設に出した  
アンケート調査によ  
ると、地域移行が  
進まない理由の8割  
が、利用者家族が  
賛成しないとなっ  
ています。

本来的に入所施設が  
良いかは、グループ  
ホームが良いかは、  
知的障害者の障  
害特性あるいは  
その他のニーズ  
によって選  
択すべきであり  
ます。利用者  
家族から見れば、  
入

所施設もグループ  
ホームも共存する  
ものと認識してい  
ます。

ところが、厚生  
省の考えだと入  
所施設は悪であ  
り、そこから脱  
却しグループ  
ホームへの移行  
が善であるとみ  
なされており、  
入所施設からグ  
ループホームへ  
いったん移行し  
たとして、利用  
者が満足であつ  
ても一生涯の施  
設には戻れない  
という片道切符  
、一方通行であ  
るため、ほとん  
どの利用者家族  
は、入所施設が  
不満でもないし  
、せつかく入れ  
たのに、なぜグ  
ループホームへ  
の移行をおこな  
うのかと拒絶反  
応をしましませ  
ぬ。

入所施設とグ  
ループホームは  
共存共栄と考  
え、グループ  
ホーム移行後  
にグループホ  
ームの生活に  
馴染めない等  
都合であれば  
、入所施設に  
戻れるという  
柔軟な施策に  
転換すれば、  
グループホ  
ームへの移行  
も現在より進  
むものと考え  
られます。  
入所施設から  
グループホ  
ームへの一方  
通行は廃止し  
て、Uターン  
OKに政策転  
換してください。

**意見B (小柱15)**  
**重点事項②④**

**入所施設を地域支援の中核拠点に 地域GH支援、地域人材育成、福祉研究等の中核拠点に**

入所施設の長所は、強度行動障害者、重度自閉症者、重複障害者等の対応が相対的に優れており、日中作業においてもそのレパートリーは広く、陶芸・彫刻・粘土細工・園芸・果樹園・パン・豆腐など多彩であり、栄養管理・医療面においてもそれなりの人材とノウハウをもっています。ところが、厚労省はそうした入所施設の長所を評価せず、入所施設からグループホームへ移行するという構図に執着しているため入所施設の有効活用について踏み切れていません。入所施設は虐待の温床と言われていますが、多様なノウハウ・スキル・人材・設備を保有

しているにもかかわらず、その活用に踏み切れず、まさに宝の持ち腐れといっても過言ではありません。そこで入所施設を地域支援の中核拠点にして有効活用していきます。

①地域グループホームの支援機能・補完機能を果たす。(グループホームに傷病人が出た場合救急車に世話人が同乗するとグループホームには世話人は0になるとか)

②地域の研修・人材育成の中核拠点として活用  
③障害者研究施設としても利用可能

**意見C (小柱6・7・8)**  
**重点事項③**

**入所施設スタッフの資格制度導入により待遇改善と資質能力向上を**  
給与・休日などの処遇面で世間相場より低いため、慢性的に人手不足問題があり、一方虐待問題が起きるたびにスタッフの資質・能力が問題視されるなど、人材の確保・定着・能力向上が大きな

課題となってきました。最近、この問題に対する解決策として意見が集約されつつあるのが入所後一定期限後(3年が多いい?)資格制度を適用して処遇改善を図るとともに資質・能力の向上を図るといふ施策であります。

虐待問題は処遇改善問題とは一見無関係に思われますが、弘済学園での研究データによりますと、虐待問題のうち、大きな問題は強度行動障害者のケースであり、そのうち8割はスタッフの対応で解決可能とのこと。

強度行動障害者の場合、こだわりが異常に強く、それを無理に是正しようとすると逆に利用者は心理的に抑圧されたと認識し、自他傷行為に及びそれを抑えようとするとますます自他傷行為がエスカレートするという構図になっていきます。これを抑えようとすると、その気はなくとも虐待行為に発展するわけです。

スタッフは冷静に利用者の意図・要望・欲望が

なんなのかを探る努力をして、その線上で忍耐強く対応していくことしか解決しないと覚悟して対応することだそうです。このことがわかっているのならそういう研修訓練をすればよいのではと思われるかもしれません。

ところが各施設とも研修予算がありそうで、実際は休日増加予算に変更されているケースとか、とにかく人手不足解消のための待遇改善策に回っているのが実態です。

この問題は待遇改善とともに研修を含む能力アップを同時に行うことがマストであるということがマストであるということがあります。さらに、入所施設スタッフは本来的にエッセンシャルワーカーとして位置づけられる職種であり、このことをより明確にするためにも資格制度導入の意義があると考えられます。

それゆえ解決策は資格制度導入による待遇改善と能力アップという施策展開ということになります。

**意見D (小柱1)**  
**重点事項⑧**

**入所施設およびグループホームにおける高齢化に伴う癌検診の実施率調査とそれを高める施策検討**

昨今入所施設およびグループホームの利用者が高齢化し、利用者の保護者間では利用者のがん検診の必要性が高まってきました。

神奈川県政令指定都市、中核市、その他市町村を問わず行われている市民癌検診の種類は胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん、対象年齢は子宮がん20歳以上、前立腺がん50歳以上、その他のがん40歳以上、料金に若干の差異があるものの、ほぼ同じレベルで市民に行われています。ところが、知的障害者施設の利用者の場合、40歳以上になって癌検診を受けたという実例がほとんどないのではと推測さ



れています。

そこで弊会では、入所施設およびグループホームにおいて癌検診が行われているかどうかのアンケートによる実態調査と、癌検診が行われていない場合どのような理由があるのかについても実情を調査するよう準備を進めています。

その後、実施率を引き上げるための施策展開について検討し、県にもご協力をお願いすることがあると思いますのでよろしくお願いたします。以上

以下は二つの家族会から第5期福祉計画について県に提出したご意見をご紹介いたします。

### 紅梅家族の会

会長 稲垣正光

#### 「神奈川県地域福祉計画第5期素案」に関する意見

神奈川県内の当事者目線の障害福祉推進条例の3条の基本理念は私たちの願いに応えたものだと思います。①すべての県民が人として

大切にされること

②障害のある人が自分のこととは自分で決められるようにすること

③障害のある人が住みたいと思う場所で自分らしく暮らすことが出来るようになる

是非これらの課題が実現できるよう、上記素案の重点項目を充実させる4つの要望を提出します。

#### 【重点項目の⑧】

1 現在、入所施設の利用者には外出などの移動支援サービスは一切認められていません。親・兄弟などが遠くに住んでいたり、親の方も高齢で会いに行けない方もいたり、移動支援の必要な方はますます増えてきます。

また、養護学校時代の知り合いの住むグループホームに行ったり、介護施設にいった活動も含め、地域社会にどんどん関わっていくことは入所利用者さんの生活の質の維持・向上のためにも大変有効で、「地域移行」への手助けにもなると思

います。

是非、一定の条件付きでも、移動支援サービスを利用できるようにしていただきたいと思

#### 【重点項目の②③④】

2 県内の知的障害者の親、親族は、自分たちの高齢化も迫る中、施設入所の希望者は多く、入所待ちの方も多

いと聞きます。国は新たな入所施設の新設には消極的ですが、

県内の入所施設は短期入所の所を含めても、偏在しています。障害者施設は、支援スキルの宝庫でもありません。偏在しているのは、障害者支援の人材育成も阻害されてしま

います。住む場所、支援の質が変わらないような計画を立てていただくことを優先しながらも、必要な入所施設の充実も図っていただきたいと願っています。

#### 【重点項目の⑥】

3 ウクライナ関連で物価、水光熱費が高騰しています。私たちが子の通う通所施設でも光熱費が50数万円

から100万円に上がったと聞きました。

利益を生まない福祉施設であればこそ、臨機応変の助成金が必要です。

#### 【重点項目の⑧】

4 障害者だからといってあまりにも仕事が無さ過ぎです。工賃も安い。バカにされているようです。仕事起し・仕事づくりの取り組みを強めて欲しい。

### やまびこ学園

保護者会 水谷 孜

#### 共生社会実現のための提案

津久井やまびこ学園以来共生社会をどのように作っていくかが問われている。この問題に対して法律とか制度で対処しようとしても対処できるものではない。

心の問題としてとらえていかなければならないのではないか。心といっても様々な心が浮かぶが、相手も同じように人間であり、生きています。限り様々な苦難にさいなま

れる精神体である事を意識することが不可欠ではないか。

誰でもまず自分のことを解決することに手いっぱいであり、他人のことにまで心を砕くことがなかなかできません。

ハンディキャップのある人々は、最初に、自分が求めていることを十分に伝えることができないので、まず、相手の求めていることがどのようなことか、「目で見ただけでは不十分であり、目で聞くことが大切と

考えています。相手に寄り添うというより、相手の身になり一体化して話を聞くことが「共生社会」の基本であり、このような人々を如何にして確保していくかが問われているのではないか。

このような心を育成していくためには、学生に、学科としての教育時間だけでなく体験学習の時間を年間に数時間作り出していくことが、時間はかかるが地道な共生社会実現の礎になると信じています。

以上

寄稿

津久井やまゆり園

みどり会 細谷孝司

【意見 小柱20】

「地域生活ができない障害者に対しての県の考えは」

素案において「地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます」と記載しています。

障害者の場合は、地域という、居宅かグループホームになりませんが、入所者がグループホームの見学や入居体験をしても、入居になじまず、入所施設で生活せざるを得ない障害者が存在すると思えますので、その点を考慮した内容も素案に入れていただきたい。

中井やまゆり園での

虐待問題について

中井やまゆり会 藤田隆夫

昨年は中井やまゆり園での虐待問題が騒がれました。

それにつき年末年始に思ったことを記してみたいと存じます。

詳細な事実関係には不明な点が多々あるものの、現場の職員の現状に問題があることは確かでしょう。

強度行動障害者への対処は容易なことではないのに、現場は常に人手不足気味で技量をみがく訓練も不十分、そしてそうした苦労は世間ではほとんど理解されていない。

大規模入所施設で問題が浮上した以上、そうした施設をなくせば良い、などという論すらある状況です。小規模の施設やグループホーム、あるいは家族の中で暮らしている障害者には虐待問題はないのでしょうか。

たとえ発生したとしても目立たず世間に知られることがないだけなのではないでしょうか。グループホームなどの中にはうまくいっているものもたくさんあるのは事実です。

しかし、そうしたところでも優秀な現場職員があり

あまついでいるわけではありませぬ。

そして、数年前の犯罪白書によれば、家族の手によって命を奪われた知的障害者は1年で百人近くにもなるそうです。

そこまで至らなくとも虐待を受けている人数となると何人になるのか全くわからない。

国連の某委員会の勧告を錦の御旗にして大規模施設を無くすだけでは、結局のところ、臭いものにフタをするだけになりかねませぬ。現場の職員が質量ともに不足しているのが本当の問題であることが覆い隠されてしまうでしょう。

社会福祉の様々な現場は もちろん、日本社会の多くで人手不足問題が顕在化している折から、この問題の解決は容易ではありませんが、そこで大規模入所施設が果たすべき役割がきつとあるはずですよ。

国連勧告の真の趣旨に沿った地域移行の理念を実現するにはその方向を目指すしかないと思えます。

以上

編集後記

コロナ禍で昨年度も今年度も神奈川県施設保護連活動も不本意ながら停滞してしまい、対面による理事会も一度の開催が精一杯でした。

また、神奈川県施設保護連ニュース発行もままならず、令和4年度もこの106号の発行に留まってしまいました。

コロナとなり国の対応に化がありました。まだまだ収束の目途が立っておりませぬ。

しかし新年度は何とか昨年以上の活動が出来ることを期待しています。

「当事者目線の障害福祉推進条例」が県議会で可決され、令和5年4月1日から施行されます。

少しでも知的障害者に対する理解が深まり、地域共生社会の実現に少しでも近づくことを期待しています。

編集担当 杉山昌明

障害を持つ人たちが病気になったとき、をしたときに備えて

神奈川県施設保護連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内 TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426



計画における施策体系

大柱	中柱	支援策(小柱)	
1 ひとひとり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。	
		2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。	
		3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。	
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成	4 地域福祉の中核を担う人材を育成し、地域への普及・定着を推進します。	
		5 行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。	
		6 福祉介護人材を確保します。	
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。	
		8 福祉介護人材の定着を促進します。	
		9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。	
2 地域(まち)づくり	(1) 地域における支え合いの推進	10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。	
		11 外国籍県民等の暮らしやすさを支援します	
		12 バリアフリーの街づくりを推進します。	
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	13 情報アクセシビリティの向上を図ります。	
		14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。	
	(3) 災害時における福祉的支援の充実	15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。	
	3 しみみわり	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	16 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。
			17 課題等を抱える当事者活動を支援します。
			18 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。
(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実		19 未病改善の取組など、人生100歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。	
		20 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。	
		21 生活困窮者等の自立を支援します。	
(3) 生活困窮者等の自立支援		22 子どもの貧困対策を推進します。	
		23 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。	

今後取り組むべき重点事項

本計画では、地域福祉の推進に当たり、次に掲げる9つの事項を重点的に取り組むこととします。

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
- ③ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進
- ④ 地域における支え合いの推進
- ⑤ バリアフリーの街づくりの推進
- ⑥ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑦ 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- ⑧ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ⑨ 生活困窮者等の自立支援